

会 務 月 報

第357号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第1回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成24年10月23日 (火)

10:00～12:35

会 場 日事連会議室

出席者

委 員 長：三栖邦博

副委員長：八島英孝

委 員：泉谷良宏、岡本 賢、佐々木宏幸、宮原浩輔、
高津充良(欠席：北 泰幸)

特別委員：浅野善治、河野 久、富田 裕
(欠席：秋野卓生)

事 務 局：北野、恩田、鈴木、千浜

<配付資料>

委員名簿

資料1-1：新法制度（「(仮称) 建築士事務所法」）への
取組状況

資料1-2：当面の方針

資料1-3：「(仮称) 建築士事務所法」の提案について
の会員事務所等への周知の状況について(依
頼)

資料1-4：「(仮称) 建築士事務所法」の提案の会員事
務所等への周知の状況について

資料1-5：他団体等の意見交換スケジュール

資料2：社会資本整備審議会一諮問

資料3：建築社会システム検討会関係資料

資料4：第1回建築士等関連団体情報交換会関係資料

議 事

1. (仮)建築士事務所法推進施策の協議等について

○新法制度「(仮称) 建築士事務所法」への取組状況について、
資料1-1～1-4に基づき高津委員及び事務局より説明
された。

全体的な方針として、他団体や国会議員の理解を求める
過程において、今年度内は報告書を基に単位会を通じ会員
事務所への周知を行い草の根から機運を高めていくことを
当面の目標としている。

○10月実施の各単位会の建築士事務所法の提案の会員事務
所等への周知状況のアンケート結果では、役員等への説明
をこれから行うところと説明時期が未定の単位会も見受け
られ、単位会の反応に温度差がある状況である。

このことについて、意見交換を行い主に以下の意見等が
出された。

- ・この法律ができるのと建築士の責任とは別に、建築士事務所
の契約関係等の責任が明確になることをわかってもらえて
いないような印象を受ける。
- ・ブロック協議会ごとに説明会を行い、先ず役員の方に理解
してもらおうようにしたほうがよい。
説明会も事務局レベルが説明するのではなく、会長等が
説明を行い方向性が一つであることを認識できるようにし
たい。
- ・単位会の会長がパワーポイントを使って説明会を行ったと
ころ、内容は理解されているようであるが独立した業法を
作ることにに関して積極的な反応があまり出てこないような
印象を受けた。
- ・事務所にとってのメリットがわかりにくいのではないかな。
- ・他団体へのヒアリングなどを通じてQ&Aを作成し報告書
にも掲載している。理解しにくい部分はQ&Aを参照して
もらえれば解消できるのではないかな。
- ・Q&Aだけではなく双方向的に意見交換ができる場が必要
なのではないかな。
- ・機運が高まっていない単位会に対しては、ブロック協議会

と相談しながら機運を高めていくことが必要である。

- ・東京会では、10月に管理研修会を開催し、リスク、トラブルの事例を中心に講義した後で、トラブルをおこさないための一つとして事務所法が必要であることを説明すると共感してもらえるため、他単位会でも参考にしてほしい。
- ・パワーポイント資料に事務所法の必要性を付け加えてはどうか。
- ・Q&AのQ1をパワーポイント資料に付け加えてはどうか。
- ・Q1のAをみても必要性がわかるようにはならないのではないかな。
- ・業的規制は資格法のなかではおさまらない。設計監理業の地位を高めることになるということをもう少し表立って書いていってはどうか。規制ばかりが増えるわけではないということのいう必要がある。契約をきちんと締結する→信頼が高まる、保険制度→事務所にとって必要な制度である、など。

○その他、建築関係団体の意見交換の状況について、資料1-5に基づき高津委員より報告された。

2. 社会資本整備審議会の諮問について

○10/25に社会資本整備審議会が開催される予定であり、本会からは宮原委員が出席することになっている。

当面の審議としては、①木造建築関連基準等のあり方、②構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方、③耐震改修に関する法律など関連規制のあり方を中心に議論することになっている。建築関係4会としては、できるだけ意見がまとまるよう事前に4会が集まり意見交換を行うことにしていることを資料2に基づき高津委員より報告された。

3. 建築社会システム検討会の報告と協議について

○昨年9月に建築5会により建築・まちづくり宣言がだされ、将来の基本法にも対応できるよう具体的内容を共通化するために建築社会システム検討会が設置された。第4回(8/27)の議論の内容について、高津委員より報告された。

- ・建築・まちづくり宣言を踏まえ、建築5会が具体的にどのように進めていくか等を出し合い、それを基に座長より基本方針、実施方策として整理したものが出され、今後それを基に

議論していくことにしている。

- ・事務所法との関連では、建築設計等に関する契約のルール化があげられているが、この案は各会の最小公倍数をまとめたものであり、まだ共通認識となっていないので最終的には割愛される可能性がある。
- ・P17.の7行目「建築主と建築生産の専門家」の「建築生産の専門家」の中に設計事務所は入っているのかという質問が出され、検討会で定義を確認することとした。

4. 建築士等関連団体情報交換会の報告について

○8月にスタートした情報交換会の状況について高津委員が資料4に基づき報告され、主に基準法違反による建築士、建築士事務所の処分の状況報告が行われた旨、報告された。

建築物の完成前に違反が直されたのかという質問が出され、建築物の完成前か後かに関わらず違反設計の事実があれば処分の対象とされていると思われる旨、高津委員より回答があった。

5. その他

- ・T P P問題が設計・建設にどのように影響してくるのか、今後のテーマとして取りあげるべきであることを岡本委員より提案された。

次回委員会 平成25年1月29日(火)

10:00~12:30

■第5回財政検討特別委員会議事概要

日時 平成24年10月25日(木)

13:30~16:30

会場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博

委員 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、田端 隆、西村 武、宮原克平

事務局 高津専務理事、北野、恩田、前田、赤土

1. 三栖委員長挨拶

三栖委員長から以下の趣旨の発言がなされた。

財政の安定化について、危機的状況からどのように回復させるか協議し、委員会で合意した削減案を基に25、26年度の試算が出されている。今回は、報告書で結論をまとめたい。

支出についてはできる限り圧縮し、赤字体質からいかに脱却するかということが最も重要であり、会員増強や新規事業の開発等については、次の段階で考えていきたい。ただし、会員増強と新規事業の開発を報告書の中にどのように盛り込むかも協議したい。

2. 協議事項

(1) 前回特別委員会の方針等に基づいた平成25、26年度の支出削減項目について

(2) 支出削減方針に基づいた平成25、26年度の収支予算試算について

事務局より資料1、2によって説明がなされ、委員からは次のような意見等が出された。

①ブロック協議会からの意見等

○ブロック協議会でキャンペーン事業助成金の当面の中止について説明をしたが、反発意見が多く、再検討できないか。キャンペーン事業助成金を中止する前に事務局経費等他に削減できるものがないのかとの意見が多かった。

○キャンペーン事業助成金が中止になるのは困るが、日事連の財政状況を考えてと仕方がない。日事連の経費見直しが見える形で行って欲しいという意見や、キャンペーン事業助成金を中止する代わりに日事連へ納入する会費を下げたいという意見もあった。

○キャンペーン事業について、助成金は中止になるがキャンペーン事業を行わなければならないのか、助成金が中止になり財政難を理由にキャンペーン事業をしなくてもいいのかという意見もあった。

○キャンペーン事業助成金中止の話ばかりが目立ってしまいがちではあるが、事務局側でも人件費等の経費削減を行っている旨説明し、概ね単位会に理解してもらえた。

○財政を潤す会員増強につながるキャンペーン事業助成金

を中止したら、返って日事連の財政が悪化するのではないかとの意見もあった。

②前記①に対する意見等

○そもそもキャンペーン事業は、日事連からの助成金が出る前から各単位会で行っていたはずである。平成11年度に全国統一的なキャンペーン事業を行うために、日事連から限定的に助成金が支払われたのが始まりであり、いつの間にかその助成金が慣例となり、個々の単位会のキャンペーン事業に含まれて使われるようになった。

キャンペーン事業は根本的に事務所協会をPRするために必要なものであり、各単位会が率先して行わなければならない事業である。助成金の有無にかかわらず行うべき。ただ、助成金が中止になり経費がかかれなくなるので、助成金が出る前のような地道な方法に戻し、キャンペーン事業を続けていかざるを得ない。

○前回までの協議の中で、助成金額を半額にするという案もあったが、とにかく現状の赤字体質から財政の安定化を図ることを最優先とし、全額中止とせざるを得ない。全国会長会議でも日事連の財政状況に対する不安の声があり、早急な財政安定化が必要である。

③新規事業開発について

○新規事業については、単位会やブロックにアンケートを取るなどして意見やニーズを吸い上げ、当委員会で新規事業となり得るかを判断する形ではどうか。

○単位会にアンケートを突然しても漠然としすぎているので、各省庁・団体から情報を収集し、補助金等について勉強し、講習会を開催すれば事業になるのではないかと。

○現場のニーズを把握しない状況で執行部で講習会を作ってしまうのは危険ではないか。受講者が集まらなければ赤字になってしまう。収集できる情報には限界があると思われる。そういった情報に関心のある会員からのニーズや意見を吸い上げることが重要である。

④会員増強について

○単位会の努力により入会数は増えているが、それと同等

かそれ以上の退会数がある。14年度の1,400人の退会数をピークに退会者が減る傾向にあるが、退会者をより減らす工夫も必要なのではないか。

○今後5年間ほどは退会者が非常に多いのではないか。会員の60%が50歳以上で、32%が60歳以上ということは、今後5年で建築士事務所自体が大幅に減ると思う。

○事務所協会の会員は現状社長であるが、そこで働く若い世代を将来独立したときに会員に取り込むため青年部会等を作るのは効果的である。

○建築士賠償責任保険加入者の4割が非会員なので、この非会員を勧誘してはどうだろうか。勧誘にあたり、会員になることで団体割引等が適用されるというようなメリットを理解してもらえれば勧誘しやすいと思う。

○会員増を実現できた単位会を、全国会長会議等で表彰するというのは効果的ではないか。

⑤その他

○適合証明技術者登録業務は、継続してほしいという意見が単位会から出た。

○キャンペーン事業助成金以上に委員会費を削減してほしくないという意見が単位会から出た。

○建築士定期講習の申し込みをネットでできるようにできないか。

(3) 財政検討特別委員会での検討結果報告(案)について
事務局より資料3によって説明がなされ、協議の結果三栖委員長と事務局で必要があれば文言等修正を行い、各委員が確認をすることとした。

(4) 当面のスケジュール、方針等について

財政検討特別委員会にて25年度予算方針案を決定し、第2回総務・財務委員会へ報告、常任理事会へ提案し承認を得る。方針案は常任理事会から理事会へ提案され、承認を得た後、全国会長会議へ報告される。

今後は、支出削減により、日事連の財政安定化を進め、並行して当委員会ではブロック・単位会等から意見、情

報、ニーズ等を吸い上げ、新規事業を考える戦略会議の場としたい、具体的には会員増強と新規事業の開発に注力していく。

以上の方針等について、了承された。

3. 次回委員会開催予定

日 時：平成25年1月21日(月)

14:00～16:00

<配布資料>

資料1 平成23年度決算に比して支出削減が考えられる項目

資料2 平成25、26年度の収支予算試算の前提条件等

資料3 財政検討特別委員会での検討結果報告(案)

■第2回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成24年11月13日(火)

13:30～16:40

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 宮原克平

副委員長 後藤明夫

委 員 庄司雅美、栗原信幸、木下賀之、山本康一郎、小西郁吉、井上精二

事務局 高津専務理事、北野、恩田、前田、松谷、赤土

特別出席 (有)日事連サービス阿部専務取締役

欠席者 担当副会長 大内達史

1. 議事

(1) 平成24年度上半期事業報告及び収支報告について

1) 平成24年度上半期事業報告について

事務局より平成24年度上半期事業報告について、資料1-1により該当項目の内容について概要説明がなされた。総務・財務に関する事業報告は以下のとおり。

①会員・構成員異動

②平成24年度の建築士事務所キャンペーン事業は実施対象を拡げ、会員増強活動にも活用できることとした。ま

た、15単位会が、会員活用による住宅ローン金利引き下げの協定を地元金融機関と締結している。

③9月28日付けで、内閣府公益認定等委員会より「認可の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申が、内閣総理大臣宛になされた。平成25年4月1日に一般社団法人に移行する予定である。

④財政検討特別委員会では、平成25年度に、平成23年度に比して人件費及び会議費等でおおむね3,000万円、事業費でおおむね4,000万円の支出削減を図るため、建築士事務所キャンペーン事業の助成金を、当面中止する方針とし、検討結果をとりまとめることとした。

⑤単位会の新法人への移行状況について

⑥創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の実施

⑦日事連建築賞表彰者の決定

⑧年次功労者表彰者の決定

⑨創立記念表彰者の決定

⑩特別功労者表彰者の決定

⑪各種保険制度の運営について

2) 平成24年度上半期収支報告について

事務局より平成24年度上半期一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計の収支決算について、資料1-2により説明がなされた。

委員から、今後の適合証明登録業務の継続について質問があり、事務局から平成26年度の登録業務は実施し、その際の適合証明業務特別会計の財政状況次第で継続するかどうか再検討する可能性がある旨回答がなされた。

また、11月9日の監査会で、監事から委員会等会議の際の旅費を、現金手渡しでなく銀行振込にした方が良いのではないのかとの意見があった旨事務局から報告したところ、委員からは、委員等が立て替えなくて済むよう、その都度現金で渡す方が良いとの意見が出され、見直すべきとの意見はなかった。

協議の結果、資料1-1及び資料1-2のとおり常任理

事に提案することとした。

(2) 平成24年度収支予算更正について

事務局より平成24年度収支予算更正について、資料2により説明がなされた。

主な更正内容は、「次期繰越収支差額」が確定したことによる「前期繰越収支差額」並びに一般会計の「福利厚生特別会計繰入金収入」及び福利厚生特別会計の「一般会計繰入金支出」の更正と常勤役員1名の退任及び同退任者の非常勤職員再雇用に伴う「退職給付」及び「人件費」等である。

協議の結果、資料2のとおり常任理事会に提案することとした。

(3) 平成25年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

事務局より募集要項の一部改正及び委員の一部変更について説明がなされ、協議の結果、資料3のとおり常任理事会に提案することとした。

募集要項については、平成25年度は、表彰を行う三重大会が8月9日開催と、例年の全国大会より2カ月ほど早まるため、募集期間等を約2カ月早めることとする。主な改正点は、対象建築作品竣工日、応募期限、単位会の応募数の基準となる会員数の期日及び表彰日等について、年度が変わることによる日付の変更を行ったことである。

協議の結果、資料3のとおり常任理事会に提案することとした。

(4) 入会承認の基準に係る定款施行細則の一部変更について

事務局より、前回の委員会での検討を踏まえた、入会承認の基準に係る定款施行細則の一部変更について、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

公益法人制度改革により、法人の設立に際しては準則主義が採用されたため、一般社団法人等の新法人を容易に設立できるようになった。また、建築士法第27条の2の規定を満足すれば、容易に法定法人としての建築士事務所協会が設立できる。従って、今後、新法人としての建築士事

務所協会が一都道府県内に複数存在する可能性がある。

一方、日事連の会員資格は、従来、「建築士事務所を構成員として都道府県ごとに設立された法人」であったが、改正建築士法の施行に合わせ、平成20年6月16日、「建築士事務所の開設者を社員としその名称中に建築士事務所協会という文字を用いる法人」に改められた。この新法人としての建築士事務所協会から日事連に対し入会申請がなされ無制限に入会を承認すると、正会員としての単位会が一都道府県内に濫立し、日事連及び既存の単位会の業務運営に重大な支障が生ずることが想定される。

このような弊害を未然に防ぐため、今後、入会申し込みがあった場合の当面の承認基準について、定款施行細則第5条（正会員及び構成員）に1条を追加し、第5条の2として（入会承認基準）の内容を規定し、変更したい。なお、定款施行細則の変更は、理事会の議決を得なければならない。

変更（追加）箇所は次のとおり。

（入会承認基準）

第5条の2 定款第6条第1項の入会に係る理事会の承認にあたっては、一都道府県一建築士事務所協会を原則とし、かつ、次の各号に規定する事項を満足しなければならない。

- （1）当該団体の入会により当該都道府県内における建築士事務所団体の自律的監督機能の確立に支障が生ずるおそれがないこと。
- （2）当該団体の入会により当該都道府県内における建築士法第27条の2第3項に規定する業務の円滑な実施について支障が生ずるおそれがないこと。
- （3）当該団体の入会により日事連の事務運営に支障が生ずるおそれがないこと。

委員から以下のような質問があり、事務局より回答した。

・単位会が一都道府県内に複数あった場合の重大な支障とは、

→苦情の解決業務、建築士事務所登録事務及び講習会の

実施等について、一都道府県内で複数の会が行うことで混乱することが考えられる。

・定款に規定しなくて良いのか。

→入会は理事会承認事項なので、承認の際の基準として細則に定めることとしたもので、顧問弁護士とも相談している。

協議の結果、資料4のとおり常任理事会に提案することとした。

（5）財政検討特別委員会での検討結果及び平成25年度の収支予算方針について

宮原委員長及び事務局より、財政検討特別委員会での検討結果報告案及び平成25年度の収支予算方針について、資料5により説明がなされた。

当面の財政改善方針は以下のとおりである。

- 1) 日事連の財政状況を改善するに当たり、会員増強及び収益事業の新規開発・拡大が必要なことは言うまでもないが、これらは直ちに収益に寄与するものではなく、数年のスパンで考えなければならない。そこで、財政検討特別委員会では次の方針を決定した。
 - ①当面は、支出削減等により赤字を減らし、当期収支差額をできるだけ0に近づけるよう取り組む。
 - ②並行して、中長期の視点に立ち、収益を伸ばす方を検討する。平成23年度決算に対し以下の金額を目途に収支を改善し、大幅な赤字の削減を目指す。
 - ①第1段階として、平成25年度に約7,000万円の支出削減
 - ②第2段階として、平成26年度以降に約1億円の支出削減等（建築復興支援センター事業支出3,000万円の終了を含む）
- 2) 具体的には、平成25年度には人件費及び会議費でおおむね3,000万円の支出削減を図るとともに、事業費でおおむね4,000万円、合計7,000万円の支出削減が必要であり、以下の項目で支出削減を図ることとした。

①人件費

当面、退職する職員の補充はしないこと、契約職員の勤務日数の見直し等により、大幅な削減を図る。

②会議費

平成25年4月より一般社団法人へ移行し、新定款が施行されることにより、従来3月下旬に実施していた予算総会を実施しないこととなるため、総会、全国会長会議及び常任理事会が各1回減。さらに経費削減を図るため、総会及び会長会議の使用会場の見直しをする。

③委員会費

定例的な委員会の回数見直しにより抑制する。

④広報費

日事連の一斉キャンペーンを目的として、平成11年度からスタートした建築士事務所キャンペーン事業の助成を当面中止する。

⑤その他、表彰関係で表彰状等を特注品から既製品へ変更する等、一層の支出削減の徹底を図る。

本報告書の方針を、常任理事会及び理事会で承認後、1月29日の全国会長会議に報告し、平成25年1月からは、収益事業の新規開発等を財政検討特別委員会で検討する。

- ・管理研修会の受講を義務化するように国等に働きかけてはどうか。
- 法定化すると、定期講習等のように民間企業等が参入し、日事連及び単位会の収益に結びつかなくなる。
- ・収入に対する人件費の比率は、できるだけ30%以下が望ましい。
- ・キャンペーン事業の助成中止等、全国会長会議で議論させてほしい。

(6) がん保険の募集代理店追加による営業体制の強化について

(有)日事連サービスの阿部専務取締役より、前回の委員会での検討を踏まえた、がん保険の募集代理店追加による営業体制の強化について、資料6によって次の趣旨の説明が

なされた。

7月12日付けで、アフラックより(有)日事連サービス宛に、過去10ヶ月の販売実績では代理店手数料規程の契約解約基準に該当し、このままでは代理店業務委託契約解約となる旨通知がなされた。その後、日事連のがん保険の募集について事情をよく理解している(株)共栄会保険代行の協力を得て、がん保険の共同募集を行う旨を、(有)日事連サービスからアフラックに説明することにより、今回の代理店業務委託契約解約については取り消された。ただし、早急に数字を改善しない限り、代理店業務委託契約を解約される危険は常につきまとうことになる。安定的に日事連の団体契約が保たれ、日事連構成員の福利厚生の実現がより図られるよう、今般、強力な販売力を持つ(株)共栄会保険代行と共同募集体制を構築したい。

協議の結果、構成員の利益になることなので、共同募集について承諾し、常任理事会に提案することとした。

(7) (有)日事連サービスの出資者及び役員の選出等の改善案について

事務局より(有)日事連サービスの出資者及び役員の選出等の改善案について、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

これまで公益法人である日事連及び単位会は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」により、(有)日事連サービスの株を保有できなかったため、現在の(有)日事連サービスの出資者は、(有)日事連サービスの役員及び日事連のブロックを通じた単位会役員等である個人となっている。個人が株を所有していると、相続等により他人に株が移転する可能性があるため、対策を取らなければならない。

また、(有)日事連サービス設立の趣旨である、日事連構成員事務所に対する「建築士事務所賠償責任保険」の普及促進を図るため、(有)日事連サービスの役員は、単位会等の意見を反映した選出方法をとる必要がある。

さらに、日事連と(有)日事連サービスとの連携を強化する観点から、(有)日事連サービスの経営のあり方等について、

日事連としての改善案を以下のとおり提案する。

- ①出資者については、株の相続問題を回避し、永続的、安定的な株の保有を図るため、個人から法人としての日事連及び単位会とする。日事連14株・70万円、単位会（各単位会1株）46株・230万円
- ②㈱日事連サービスは、原則として自社株を保有しない。
- ③単位会が㈱日事連サービスに出資し、経営に参画すると意識を高めるとともに、役員を選出についてもブロックからの選出枠を設け、単位会が㈱日事連サービスの経営に参画することにより、単位会と㈱日事連サービスの連携強化を図る。
- ④利益の処分については、株式配当以外はできる限り将来的に日事連構成員の福利厚生に使用する目的で残しておく。定款及び株主協定書にその趣旨を記載するよう検討する。
- ⑤今後のスケジュールは、常任理事会で方針案を決定、25年2月までに各ブロック協議会で説明、3月7日の通常理事会で方針決定、3月28日の建築士事務所全国会長会議で方針説明、了承後、6月の㈱日事連サービス株主総会から実施したい。

協議の結果、資料7のとおり常任理事会に提案することとした。

(8) 単位会への書籍送料等の見直しについて

事務局より単位会への書籍送料等の見直しについて、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

単位会への書籍等の送料については、原則30冊以上から無料（日事連負担）としているが、単位会から少数多頻度の注文が多くなり、書籍販売に係る送料負担の合理化が求められており、次のとおり見直したい。

- ①送料等無料の注文部数を、30冊以上から10冊以上に変更
- ②注文部数が10冊未満の場合、送料等費用として500円を請求する。
- ③1冊の注文で、到着まで3～4日かかっても構わない

場合は、メール便等で送付し、送料等費用として2000円を請求する。

④日事連発行図書の講習会等「講師用」図書は、10冊未満であっても、日事連が送料を負担する。

⑤平成25年4月1日以降の注文より実施協議の結果、異議なく、資料8のとおり見直すこととした。

(9) 一般社団法人移行にかかわる進捗状況について

事務局より、平成23年12月の臨時総会以降の一般社団法人移行にかかわる進捗状況について、資料9によって次の趣旨の報告がなされた。

①平成23年12月5日の臨時総会で、一般社団法人移行認可申請に伴う定款変更を決議し、12月14日に内閣府公益認定等委員会へ一般社団法人への移行認可を申請した

②その後、同委員会事務局の指摘等により、平成23年12月5日の臨時総会決議の付帯事項に基づき三栖会長了承のもと定款を一部修正し、4月24日に内閣府公益認定等委員会に提出した。

③9月28日付けで、内閣府公益認定等委員会より「認可の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申が、内閣総理大臣宛になされた。

④なお、平成23年12月5日の臨時総会決議では、平成24年4月1日の移行登記が間に合わない場合は、平成25年4月1日の移行登記とすることとしていたため、平成25年3月下旬に内閣総理大臣から認可を受け、平成25年4月1日に一般社団法人に移行する予定である。

(10) 第117回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等について

事務局より、11月29日に八重洲富士屋ホテルで行われる第117回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営について資料10によって説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することと

した。

次回委員会開催予定

平成25年2月15日(金)

13:30~16:30

(配付資料)

資料1-1:平成24年度上半期事業報告書

資料1-2:平成24年度上半期収支報告書

資料2:平成24年度収支予算更正(案)について

資料3:平成25年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

資料4:入会承認の基準に係る「定款施行細則」の一部変更について(案)

資料5:財政検討特別委員会での検討結果(案)

資料6:がん保険の募集代理店追加による営業体制の強化について

資料7:(有)日事連サービスの出資者及び役員の選出等の改善について(叩き台)

資料8:平成25年4月1日からの書籍の送料等費用の見直しについて

資料9:一般社団法人移行にかかわる進捗状況について

資料10:第117回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

■平成24年11月常任理事会議事概要

1. 日時 平成24年11月14日(水)

13:40~17:10

2. 会場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

(内、表決委任状提出者1名含む)

4. 出席者の氏名

出席者

会長 三栖邦博

副会長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、

田端 隆、西村 武

専務理事 高津充良

常任理事 泉谷良宏、後藤明夫、田畑光三、富岡 学、

宮原克平

定款第29条第4項に基づく出席者

荻原幸雄(業務報酬算定ソフト作成WG主査)

欠席者(表決委任状提出者) 朝岡市郎常任理事

事務局 北野芳男参与、恩田利昭事務局長、

戸谷泰子広報・渉外担当課長、鈴木雅之業務

課長、前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、田端 隆副会長、後藤明夫常任理事

6. 議事進行役

田端 隆副会長

7. 議 事

(1)協議事項

1)平成24年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より、資料1-1及び資料1-2によって平成24年度上半期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計の収支報告について次の趣旨の説明がなされた。

上半期の事業は、建築士法に規定された法定団体として、自律的監督体制の確立に向けて事業活動を引き続き推進するとともに、設計監理業の確立を目指す観点から建築士事務所の業務の適正化に向けた法制度の改善検討を進めているところである。また、今年度より、建築士法第27条の2第7項に基づく、「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の全国的な実施を推進する等の各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成24年度上半期事業報告及び収支報告は、11月13日の総務・財務委員会で検討を行った。また、11月9日の監査会では特段の指摘

事項はなかった。また、この上半期の事業報告及び収支報告は通常理事会と全国会長会議では、常置委員会委員長、専務理事が説明を行う。

協議の結果、資料1-1及び資料1-2の内容を了承し、平成24年度上半期事業報告及び収支報告を資料1-1及び資料1-2のとおり、11月通常理事会に提案することとした。

なお、会長から11月9日の監査会で監事から、「事業報告及び会計伝票の確認は、事前に総務・財務委員会等の第3者が確認する必要があるのではないか」等の意見があったので今後改善を検討したいとの発言があった。

2) 平成24年度収支予算更正について

事務局より、総務・財務委員会で検討した平成24年度収支予算更正について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度収支予算について、次のとおり更正を行いたい。

- ①平成23年度収支決算において、「次期繰越収支差額」が確定したことによる「前期繰越収支差額」並びに一般会計の「福利厚生特別会計繰入金収入」及び福利厚生特別会計の「一般会計繰入金支出」の更正
- ②常勤役員1名の退任（6月）及び同退任者の職員再雇用に伴う更正
 - ・一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の「退職給付引当資産取崩収入」及び「退職給付支出」の更正
 - ・一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の、役員人件費支出のうち「役員報酬支出」及び「福利厚生費支出」並びに職員人件費支出のうち「給料支出」、「諸手当支出」及び「福利厚生費支出」の更正
- ③以上の更正に伴い、調整が必要な科目についても所要の更正を行うこととしたい。なお、予算の更正及び中科目相互間の流用は、平成24年3月29日の通常総会で、理事会承認で行えることを決議している。

協議の結果、資料2の内容を了承し、平成24年度収

支予算更正を資料2のとおり、11月通常理事会に提案することとした。

3) 平成25年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

事務局より、総務・財務委員会で検討した平成25年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について資料3によって次の趣旨の概要説明がなされた。

募集要項については、平成25年度は、表彰を行う三重大会が平成25年8月9日開催と、例年の全国大会より2ヶ月ほど早まるため、募集期間を約2か月早めることとする。なお、対象建築作品、応募資格者、応募手続き等については従来どおりの規定で実施していくこととしたい。今回の主な募集要項の変更点は、1) 年度が変わったことによる、対象建築作品の竣工年月日の期間、2) 応募締切日等である。

委員については次のとおり一部変更をしたい。

- (新) 橋本 公博 国土交通省大臣官房審議官
(住宅局担当)
- (旧) 井上 俊之 国土交通省大臣官房審議官
(建築行政担当)
- (新) 山下 卓治 日事連副会長

(株)山下設計工房代表取締役

- (旧) 野呂 敏秋 日事連前副会長
(株)鳳建築設計事務所代表取締役会長

協議の結果、資料3の内容を了承し、平成25年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について資料3のとおり、11月通常理事会に提案することとした。

4) 入会承認の基準に係る定款施行細則の一部変更について

事務局より、総務・財務委員会で検討した入会承認の基準に係る定款施行細則の一部変更について資料4によって次の趣旨の概要説明がなされた。

一部変更の理由は、公益法人制度改革により、公益法人の設立に際しては準則主義が採用されているため、一般社団法人あるいは公益社団法人（以下「新法人」）の設立を

容易に行うことができることとなった。また、建築士法第27条の2の規定を満足すれば、容易に法定法人としての建築士事務所協会が設立できることとなった。(改正建築士法・平成21年1月5日施行)従って、今後、新法人としての建築士事務所協会が、一つの都道府県内に複数存在する状況が発生することが予測される。

一方、日事連の会員資格は、従来、「建築士事務所を構成員として都道府県ごとに設立された法人」であったが、前記改正建築士法の施行に合わせ、平成20年6月16日、「建築士事務所の開設者を社員としその名称中に建築士事務所協会という文字を用いる法人」に改められた。新たに生まれてくる新法人としての建築士事務所協会が、日事連に対し入会の申し込みがなされた場合、この入会申し込みを無制限に承認すると、正会員としての単体会が一つの都道府県内に濫立することとなり、この場合、日事連の業務運営等に重大な支障が生ずることが想定される。このような弊害を未然に防ぐため、今後、入会申し込みがあった場合の当面の承認基準について、定款施行細則第5条(正会員及び構成員)に1条を追加し、第5条の2として(入会承認基準)の内容を規定し、変更したい。なお、定款施行細則の変更は理事会の議決が必要である。

(入会承認基準)

第5条の2 定款第6条第1項の入会に係る理事会の承認にあたっては、一都道府県一建築士事務所協会を原則とし、かつ、次の各号に規定する事項を満足しなければならない。

- ①当該団体の入会により当該都道府県内における建築士事務所団体の自律的監督機能の確立に支障が生ずるおそれがないこと。
- ②当該団体の入会により当該都道府県内における建築士法第27条の2第3項に規定する業務の円滑な実施について支障が生ずるおそれがないこと。
- ③当該団体の入会により日事連の事務運営に支障が生ずるおそれがないこと。

協議の結果、資料4の内容を了承し、入会承認の基準に

係る定款施行細則の一部変更について資料4のとおり、1月通常理事会に提案することとした。

- 5)平成25年度の「管理建築士講習」の実施協力方針について

上野教育・情報担当副会長及び事務局より、教育・情報委員会で検討した平成25年度の「管理建築士講習」の実施協力方針について資料5によって次の趣旨の概要説明がなされた。

- ①「管理建築士講習」については、(財)建築技術教育普及センター(建築教育センター)及び本会による試算の結果、平成24年度の想定受講者数を3,500名程度と見込んで、現行の業務委託費の配分額(単体会@6,000円、日事連@1,800円、センター@7,200円)で合意した。ただし、年間受講者数等の前提条件が大きく変動した場合には、改めて協議を行うこととしていた。
- ②平成24年度上半期までの受講数は840名程度にとどまり、年間受講者数も2,000名程度にとどまることが想定されている。この結果、建築教育センターからは、年間受講者数の推計が前提条件を大きく下回る状況を踏まえ、平成25年度からの講習実施方法及び業務委託費の見直しのための協議を行いたい旨の申入れがあった。また、併せて同センターからは、年間受講者数が2,000名程度となった場合の業務委託費の減額率の概算想定結果(約30%弱程度の減額を想定)も提示された。
- ③建築教育センターからの申入れを踏まえ、去る9月28日に開催された教育・情報委員会で協議の結果、単体会に対し、業務委託費が一定程度減額されることを前提とし、平成25年度に「管理建築士講習」を実施するか否かの意向を確認するアンケート調査を行うこととなった。
- ④アンケート調査結果は次のとおりである。
 - ・「平成24年度同様に開催する」33単体会(71.7%)、
 - ・「開催しない」10単体会(21.7%)、
 - ・「その他」3単体会(6.5%)。その他の内容(概要)は次のとおりである。
 - ・経費に関係なく1回は開催したい。行政からも開催してほ

しいといわれている。

- ・平成24年度の実績及び他の登録講習機関の状況を分析し、ブロック等で検討する。
- ・単体会単独では10名も集まらない。平成25年度についてはブロック等で協議する。

⑤今後の方針等について(案)

- ・アンケート調査結果により、平成25年度も実施する意向の単体会が全体の約70%を占めたことを踏まえ、平成25年度も従来どおり実施協力を継続することとしたい。
- ・講習実施方法及び業務委託費の協議については、年間受講者数が減少することにより、業務委託費の総額は減る一方で、テキスト印刷費等の直接経費のコスト(単価)は上昇することとなるため、これらを踏まえた上で適切な業務委託費の配分額を確保する必要があると考えられる。このため、受講者数や必要経費等に関する実績及び推計等に基づき、建築教育センターとの間で、平成25年度の講習実施方法及び業務委託費等について、適切な形となるよう協議を進めていくこととしたい。なお、同センターとの協議については、教育・情報委員長に一任いただくこととしたい。

⑥アンケート調査結果の単体会への報告は、常任理事会及び通常理事会(11/29)の協議結果と併せ、アンケート調査結果の概要について、単体会に報告を行うこととしたい。

協議の結果、資料5の内容を了承し、平成25年度の「管理建築士講習」の実施協力方針について資料5のとおり、11月通常理事会に提案することとした。

6) 業務報酬算定ソフトの作成について

荻原幸雄業務報酬算定ソフト作成WG主査より、業務報酬算定ソフトの作成について資料6によって次の趣旨の概要説明がなされた。

①作成方針は、単体会の会員が業務報酬算定を行ううえで利便で使いやすいソフトを作成することを目的に検討を行ってきた。告示第15号に基づく業務報酬算定ソフトについては、単体会の作成状況を調べたうえで、8単体会のソフト

トを参考にして検討した結果、㈱テクトプランが提供する東京会の「業務報酬算定システム(RESA-4)東京会会員専用版」のソフトに着目し、当ワーキンググループが㈱テクトプランと協議を行い、同社の既存のRESA-4にある告示第15号に基づく業務報酬算定ソフトを改良するとともに、日事連より新規としてソフトに組み入れたい機能等の開発協力を行い、同ソフトの利用権を日事連へ譲渡してもらう方針とした。本ソフトは、日事連が「日事連版業務支援ソフト」として単体会を通じて会員へ提供する。

②業務支援ソフトの主な特徴は、次のとおりである。

- ・建築士事務所が業務改善として、報酬算定の入力に際して極力手間を省くよう「業務データベース」を軸に各書類に連携するシステムとしている。また定型的字句は番号等を選択して入力すれば連動するようにしている。
- ・本ソフトは内訳書を含めた「見積～請求書発行」までの実務に使い、且つ本票に建築士事務所協会会員を記すソフトにしている。
- ・「業務データベース」と「業務帳簿印刷システム」の入力により、従来なかった「年次報告書」の作成に自動的に反映できるシステムとしている。
- ・エクセルのバージョンは、大多数のユーザーが対応できる「エクセル97-2003ブック」とした。

③業務支援ソフトの日事連へのダウンロード用データ提供費(利用権の譲渡)は、㈱テクトプランの見積もりにより、158万円(税込)とする。

④データ提供費の日事連の捻出方法について

- i. データ提供費の支出は、単体会登録料(単体会が業務支援ソフト利用権として日事連へ納入)により捻出する。
- ii. 単体会に所属する会員へは、業務支援ソフトを無償で提供する。
- iii. 単体会の会員は、単体会を通じて「解除キー」を入手し使用可能となる。単体会ごとの「解除キー」を提供する予定。

iv. 非会員については、業務支援ソフトを有償とし、㈱テクトプランが1万円以上で頒布する。なお、㈱テクトプランは、日事連がソフト開発に協力をした手数料として頒布価格の20%を日事連へ支払う。

⑤維持管理費については、品質維持向上のため、必要な改善（バージョンアップ）も含め、毎年更新することとし、その費用は維持管理費として利用する単位会より一律1万円/年を負担してもらうこととする。必要に応じて維持管理WG（仮称）を設置し、改善のための検討を行う。

⑥単位会におけるソフト利用に関しての講習会開催については、講習会を有料で開催し、その収入分で初回登録料を吸収できるよう配慮する。要請があれば単位会へ㈱テクトプランより講師を派遣（旅費等要）する。

⑦今後のスケジュールは、常任理事会で了承された後に㈱テクトプランとの契約し、平成25年3月末までにはソフトの提供を開始する予定で進めたいと考えている。

これに関して、富岡常任理事から、各県では発注に際して告示15号の採用にばらつきがあるため利用者が少ないと予想される旨の意見、山下副会長から耐震改修設計の業務報酬については今回のソフトに盛り込まれるのかとの質問及び上野副会長から㈱テクトプランとの契約は通常理事会承認または常任理事会専決事項で決定することが適切ではないかとの意見があった。

—今回の「日事連版業務支援ソフト」は、民間の建築設計監理業務に活用できる内容を目指していること、単位会会員事務所の利用希望によって単位会での利用登録を判断する必要があること。また、耐震改修設計の業務報酬については、基本となる報酬基準の告示等に定めやデータ等がないため今回はソフト内容に盛り込めないが、今後の継続的課題として認識している。今回は、現状でできる範囲のなかで今回のソフト開発を

行っていきたい。㈱テクトプランとの契約時期は常任理事会で決定してもらいたい。

協議の結果、㈱テクトプランとの契約は、11月29日の通常理事会の承認後に行うこととし、資料6を修正して11月通常理事会に提案することとした。

7) 財政検討特別委員会での検討結果及び平成25年度の収支予算方針について

会長及び事務局より、財政検討特別委員会で検討した内容について資料7によって次の趣旨の概要説明がなされた。

財政検討特別委員会では、平成23年度決算作業及び平成24年度予算作成を通じ、日事連の財政状況が悪化しているに堪がみ、平成25年度以降の予算等について、新規事業の開発を含む収益事業の拡大及び支出の削減等に関する施策等、財務基盤の安定化策を集中的に検討し、一般社団法人移行を契機に将来的な展望に立った健全な財政運営が図れるようにすることを目的として5回に亘り検討した。検討結果は以下のとおりである。

①平成13年度以降の当期損益、特定資産及び構成員入退会状況等について

i. 平成13年度から21年度までの当期損益は、隔年の適合証明業務の登録の有無等により、黒字の年と赤字の年が交互に現れていたが、22年度以降、事業収入が減少し、さらに23年度以降には建築復興支援センター事業支出3,000万円が発生し、大幅な赤字の状態が続いている。

ii. 財政安定積立預金は16年度には4億円を超えていたが、事業運営の必要性から、赤字の際に取り崩して運営してきたため、24年度末には1億5,000万円程度まで減る見込である。（この他に、事務所移転等・周年記念事業積立預金で2億6,000万円）

iii. 構成員の入会数は、16年度の373事務所を底に、22年度917事務所、23年度742事務所と増えてはいるが、廃業や自主的な退会も多く、入会と退会を差し引きす

ると構成員は着実に増加していない。

②当面の財政改善方針

日事連の財政状況を改善するに当たり、会員増強及び収益事業の新規開発・拡大が必要なのは言うまでもないが、これらは直ちに収益に寄与するものではなく、数年のスパンで考えなければならない。そこで、当委員会では次の方針を決定した。

②-1 当面は、支出削減等により赤字を減らし、当期収支差額をできるだけ0に近づけるよう取り組む。

②-2 並行して、中長期の視点に立ち、収益を伸ばす方策を検討する。

平成23年度決算に対し以下の金額を目途に収支を改善し、大幅な赤字の削減を目指す。

i. 第1段階として、平成25年度に約7,000万円の支出削減

ii. 第2段階として、平成26年度以降に約1億円の支出削減等（建築復興支援センター事業支出3,000万円の終了を含む）

②-3 具体的には、平成25年度には人件費及び会議費でおおむね3,000万円の支出削減を図るとともに、事業費でおおむね4,000万円、合計7,000万円の支出削減が必要であり、以下の項目で支出削減を図ることとした。

i. 人件費 当面、退職する職員の補充はしないこと、契約職員の勤務日数の見直し等により、大幅な削減を図る。

ii. 会議費 平成25年4月より一般社団法人へ移行し、新定款が施行されることにより、従来3月下旬に実施していた予算総会を実施しないこととなるため、総会、全国会長会議及び常任理事会が各1回減。さらに経費削減を図るため、総会及び会長会議の使用会場の見直しをする。

iii. 委員会費 定例的な委員会の回数見直しにより抑制する。

iv. 広報費 日事連の一斉キャンペーンを目的として、

平成11年度からスタートした建築士事務所キャンペーン事業の助成を当面中止する。

v. その他、表彰関係で表彰状等を特注品から既製品へ変更する等、一層の支出削減の徹底を図る。

③平成26年度以降は、前記②-3の項目に、以下の2項目を削減項目に追加する。

i. 建築復興支援センター事業の終了

ii. 東京開催の全国大会（隔年開催）について、地方開催と同様、式典と記念パーティーの参加費を分けることで、大会参加費の適正化を図り、全国大会の収支を改善させる。（現行の参加費では記念パーティーの経費が賄えず、日事連が負担している。）

④収入については、過去の実績を踏まえ、過大な計画ではなく達成可能と思われる考え方で試算した。ただし、会員増強は重要課題であり、今後も推進していくとともに、収益事業の新規開発を当委員会で引き続き検討し、企画、提案していくこととする。

⑤上記の方針に基づき、平成25年度、26年度及び27年度の収支予算について、以下の削減額を見込む。

i. 平成25年度 収支予算検討結果では、平成23年度決算に比して、合計約7,000万円の支出削減を見込む。

ii. 平成26年度 収支予算検討結果では、平成23年度決算に比して、合計約1億500万円の支出削減等を見込む。

iii. 平成27年度 収支予算検討結果では、平成23年度決算に比して、合計約9,500万円の支出削減を見込む。

⑥上記の検討結果から平成25年度、26年度及び27年度の当期損益について以下のとおり試算した。

i. 平成25年度の当期損益は約△5,300万円が見込まれる。

ii. 平成26年度の当期損益は約2,950万円が見込まれる。

iii. 平成27年度の当期損益は約△1,650万円が見込まれる。

注意事項としては、以上の検討は不確定要素が多分にあるので、実際の収支予算作成の際には、前期繰越収支差額、特定資産の取り崩しや積み立て及び予備費等の金額により、試算どおりにはならない。

協議の結果、資料7に①当面の財政改善方針に会費の値上げを回避する旨を記載する。②広報費の削減で建築士事務所キャンペーン事業の助成を当面中止する旨の次に、財政状況が好転した際には検討する旨を追加して記載し、修正した資料7を11月通常理事会に提案することとした。

8) がん保険の募集代理店追加による営業体制の強化について

参与より、総務・財務委員会で検討したがん保険の募集代理店追加による営業体制の強化について資料8によって次の趣旨の概要説明がなされた。

①日事連の「がん保険」、「所得補償保険」取扱に係る経緯

昭和54年5月、日事連は日事連構成員の福利厚生を拡充を図るべく(株)日税サービスのグループ会社である(株)安田システムサービスを保険代理店として安田火災海上保険株式会社(現(株)損保ジャパン)と「所得補償保険」の団体契約を、その後昭和56年11月、同じく(株)日税サービスのグループ会社である(株)共栄会保険代行を保険代理店としてアメリカンファミリー生命保険会社(アフラック)と「がん保険」の団体契約を、それぞれ締結した。平成7年2月、日事連は、日事連構成員に建賠保険の普及を図るため、日事連が母体となって保険代理店としての(有)日事連サービスを設立した。事業目的は、損害保険代理店及び生命保険代理店の業務であるので、日事連は設立を機会に、「所得補償保険」「がん保険」団体契約取扱保険代理店を(株)安田システムサービス及び(株)共栄会保険代行から(有)日事連サービスに移行することとした。

②「所得補償保険」、「がん保険」の販売及び(株)共栄会保険代行との共同募集の実施について

日事連サービスは「所得補償保険」「がん保険」を建賠保険と同様、日事連構成員福利厚生のための主力商品と位置付け、拡販に取り組んできた。しかしながら「がん保険」については、これまで取り組んできた個人情報を持ち込んだダイレクトメールによる販売方法が、保険業界のコンプライアンス厳格化によって禁止され、結果として効率化を図った販売が出来なくなった。やむを得ず「がん保険」に

ついては、積極的な販売を行ってこなかった。一昨年度より販売強化のため、各単位会を通じて日事連構成員に対するチラシ配布等の施策を行ってきたが、本年7月12日付で、アフラック東京第二法人営業部長より日事連サービス宛に、過去10ヶ月の販売実績から判断して代理店委託契約規程の代理店解約基準に該当するため、9月末時点で所定の契約件数に達しなければ、代理店業務委託契約を解約する旨の通知を受けた。なお、その後、期限であった9月末には、日事連がん保険の募集について事情をよく理解している(株)共栄会保険代行の協力を得て、がん保険の共同募集を行う旨をアフラックに説明することにより、上記通知は取り消された。しかしながら早急に数字を改善していかない限り代理店業務委託契約を解約される危険は常につきまとうことになる。今般、強力な販売力を持つ(株)共栄会保険代行との共同募集を実施したい。

これにより、安定的に日事連団体契約が保たれ、日事連構成員の福利厚生が充実がより図られることを目指したい。

協議の結果、資料8の内容を了承し、がん保険の募集代理店追加による営業体制の強化について資料8のとおり、11月通常理事会に提案することとした。

9) (有)日事連サービスの出資者及び役員を選出等の改善案について

参与より、総務・財務委員会で検討した(有)日事連サービスの出資者及び役員を選出等の改善案について資料9によって次の趣旨の概要説明がなされた。

これまで公益法人としての日事連及び単位会は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(公益法人の指導監督基準)により(有)日事連サービスの株を保有できなかったため、現在の(有)日事連サービスの出資者(株主)は、(有)日事連サービスの役員及び日事連のブロックの単位会役員である個人となっている。株の個人所有は相続による株の移転の問題を抱えているため、その対策をとる必要がある。(有)日事連サービスの顧問税理士からも、株式の相続問題の回避について早急な対策を指摘されている。)

(有)日事連サービスの設立の趣旨は、日事連構成員事務所に対する「建築士事務所賠償責任保険」の普及である。その普及の促進を図るため、(有)日事連サービスの役員についても、単位会の意見を反映した役員選出の方法をとる必要がある。(有)日事連サービスは、平成7年の設立以来今日まで順調に伸展し、毎期利益を上げてきている。日事連と(有)日事連サービスとの連携を強化する観点から(有)日事連サービスの経営のあり方等についての日事連としての方針を打ち出す必要がある。

①改善案

- i. 出資者については、株の相続問題を回避し、永続的、安定的な株の保有を図るため、株の個人所有から法人としての日事連及び単位会の所有とする。日事連14株・70万円、単位会（各単位会1株を保有）46株・230万円。安定的な株の保有を維持するため、単位会以外の者へ譲渡できないこととする。従って、仮に単位会が日事連を退会する事態になった場合は株を一時的に(有)日事連サービスに移管する。（定款又は株主協定書に盛り込む）
- ii. (有)日事連サービスは、原則として自社株を保有しない
- iii. 役員の選出については、単位会が(有)日事連サービスに出資し、経営に参画するとの意識を高めるとともに、役員の選出についてもブロックからの選出枠を設け、単位会が(有)日事連サービスの経営に参画することにより、単位会と(有)日事連サービスの連携強化を図る。
- iv. 利益の処分については、株式の配当を行う他、出来る限り将来的に日事連構成員の福利厚生のために使用する目的で残しておく。定款及び株主協定書でその趣旨が記載できるよう検討する。

②今後のスケジュールは、本日の常任理事会で方針案決定し、来年の2月までに各ブロック協議会で説明の後、平成25年3月7日の通常理事会で方針を決定し、3月28日の全国会長会議で方針説明、了承後の6月の(有)日事連サービス株主総会から実施したい。

協議の結果、資料9の内容を了承し、(有)日事連サービスの出資者及び役員の選出等の改善案について資料9のとおり、今後各ブロック協議会で説明することとした

10) 11月通常理事会の議題等について

11月通常理事会の議題等について資料10により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料10を11月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2)専決事項

1) 第117回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

事務局より、第117回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年11月29日（木）

会場：八重洲富士屋ホテル

10:00～12:00

11月通常理事会（3F「赤松の間」）

13:00～14:00

政経フォーラム（2F「桜の間」）

14:15～17:00

第117回建築士事務所協会

全国会長会議（2F「桜の間」）

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく平成24年11月29日に第117回建築士事務所協会全国会長会議を開催することとし、当日の行事日程及び運営については資料11のとおり、これを決定した。

2) 第37回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定の件

事務局より、来年度、三重県で実施する全国大会のための第37回全国大会運営特別委員会の設置目的、委員構成、運営方法、設置期間等について資料12によって説明がなされた。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく第37回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成等を資料12のとおり、これを決定した。

(3) 報告事項

1) 一般社団法人移行に関わる進捗状況について

事務局より、資料13によって次の趣旨の概要報告がなされた。

昨年12月に開催した一般社団法人移行に関する臨時総会以降の移行の進捗状況は、次のとおりである。

- ①平成23年12月5日の臨時総会で、一般社団法人移行認可申請に伴う定款変更を決議し、12月14日に内閣府公益認定等委員会へ一般社団法人への移行認可を申請した。
- ②その後、同委員会事務局の指摘等により、先の臨時総会決議の付帯事項に基づき三栖会長了承のもと定款を一部修正し、4月24日に内閣府公益認定等委員会に提出した。
- ③9月28日付けで、内閣府公益認定等委員会より「認可の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申が、内閣総理大臣宛になされた。
- ④なお、先の臨時総会決議では、平成24年4月1日の移行登記が間に合わない場合は、平成25年4月1日の移行登記とすることとしていたため、平成25年3月下旬に内閣総理大臣から認可を受け、平成25年4月1日に一般社団法人に移行する予定である。

2) 社会資本整備審議会の審議について

専務理事より、資料14によって次の趣旨の概要報告がなされた。

建築基準制度について、具体的な制度の見直しのあり方が国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問。当面は以下の3項目の調査審議のため建築基準制度部会が設置された。

- ・新たな技術の導入や設計の自由度の向上が促進される明確かつ柔軟な規制体系への移行という基本的方向を踏ま

えた、木造関連基準等のあり方

- ・実効性が確保され、かつ、効率的な規制制度への見直しという基本的方向を踏まえた、構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方

- ・既存建築物の質の確保・向上に向けた、建築物の耐震改修の促進に関する法律など関連規制等のあり方

①部会は座長が久保哲夫東京大学名誉教授、委員は学識者、設計、生産、消費者、弁護士、地方行政等の関係者から構成されている。

②主な経過は、以下のとおり。

平成24年10月9日、建築4会（日事連、士会、JIA、日建連）の会長等が協議し、同審議会への対応については建築基準法見直し検討会と同様に、意見交換を密に行い、可能なものについてできるだけ共通意見を出していくことを了承。10月25日、第1回建築基準制度部会の開催、配布資料は国交省のHPに掲載されている。第2回建築基準制度部会は12月18日に予定。前記3項目についての意見について基本問題検討特別委員会や正副会長会等での意見も踏まえ、今後さらに建築4会と調整のうえ提出する予定としている。

3) (仮称) 建築士事務所法に関する取組状況について

会長及び専務理事より、(仮称) 建築士事務所法に関する取組状況について資料15によって次の趣旨の概要報告がなされた。

- ・新法制度（「(仮称) 建築士事務所法」への取組状況
平成24年5月31日に理事会で報告書内容承認。6月20日に全国会長会議で報告書を配布し説明を行う。6月22日に単位会へ報告書を送付。会長名で会員への周知、会員相互、他団体などとの議論を通じての新法制度実現に向けての積極的な取組、機運づくりを依頼した。
10月1日には単位会へ会員事務所等への周知状況についてアンケート調査をした。

アンケート調査結果では、単位会によって取組状況にばらつきがあるが、引き続き単位会の会員事務所等への

周知を行っていく必要があるのご協力願いたい。

・他団体等への説明、報告の状況

他団体等へはすでに昨年の建築三会勉強会、四会法令懇談会等で「(仮称)建築士事務所法」の提案内容等の説明を行い、意見交換を行ってきたが、あらためて報告書をまとめたことを報告し、内容を説明して周知と検討の依頼を行うとともに、地域・地方レベルでの協議についても協力を要請した。

4) 平成25年4月1日からの書籍の送料等の見直しについて

事務局より、総務・財務委員会で検討した平成25年4月1日からの書籍の送料等の見直しについて資料16によって次の趣旨の概要説明がなされた。

本連合会では、単位会への書籍等の送料については原則30冊以上から無料(本会負担)としているが、単位会から少数多頻度の注文が多くなり、書籍販売に係る送料負担の合理化が求められている。このため、送料負担等の見直しを総務・財務委員会で検討した結果、次のとおり見直しをすることとした。

①書籍(契約書・バッチ等含む)の送料等の見直しについて

- i. 送料等無料を注文部数が30冊以上から、注文部数が10冊以上へ変更
- ii. 注文部数が10冊未満の場合、送料等費用として500円を請求する。
- iii. 1冊の注文で到着が3～4日かかっても構わない場合は、メール便等で送付する。この場合は送料等費用として200円を請求する。

②講習会等における「講師用」図書の取扱い

- i. 講習会等における「講師用」図書の注文の場合、10冊未満であっても日事連発行図書については日事連が送料を負担する。
- ii. 日事連発行図書以外の図書については、前記①と同様の扱いとする。

③実施日については、平成25年4月1日以降の注文より

実施する。

5) 一級建築士のなりすまし防止策についての協力依頼

専務理事より、資料17によって次の趣旨の報告がなされた。

7月23日に日事連より「偽造免許証の写しによる建築士のなりすまし防止等について(依頼)」として、単位会へ会員事務所の所属建築士の免許の確認を早急に行い、都道府県への報告を徹底するなど、行政の要請に協力をいただくようお願いしたところである。今般、公益社団法人日本建築士会連合会より、一級建築士のなりすまし防止策として、カード型免許証への変更とその保持・提示を推進していくことについて、本会会長宛てに協力依頼があった。このカード型建築士免許証明書は、日本建築士会連合会が国に代わり指定登録機関として登録業務を行う場合、同証明書を交付しているが、従来の一級建築士免許証(A4サイズ)については、カード型免許証明書へ切り替える義務はない。このため、同連合会では、なりすまし防止策の一貫としてカード型免許証明書への変更を推進していくこととした。本会は、本対策に協力し、会員事務所に対して、カード型免許証明書への変更等の推進を周知するため単位会に協力要請の連絡をする。

6) 会員・構成員異動報告

平成24年9月末及び10月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料18の通り。

平成24年9月30日現在 正会員46団体

構成員15, 010事務所、賛助会員3社

平成24年10月31日現在 正会員46団体

構成員15, 007事務所、賛助会員3社

7) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそ

れぞれ資料19、資料20により報告がなされた。

<配付資料>

資料1-1:平成24年度上半期事業報告書

資料1-2:平成24年度上半期収支報告書

資料2:平成24年度収支予算更正(案)について

- 資料3：平成25年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について
- 資料4：入会承認の基準に係る「定款施行細則」の一部変更について（案）
- 資料5：平成25年度の「管理建築士講習」の実施協力方針について
- 資料6：業務報酬算定ソフト作成WGにおける「日事連版業務支援ソフト」の作成方針等について（案）
- 資料7：財政検討特別委員会での検討結果報告（案）
- 資料8：がん保険の募集代理店追加による営業体制の強化について
- 資料9：(有)日事連サービスの出資者及び役員の選出等の改善について（叩き台）
- 資料10：平成24年11月通常理事会開催通知
- 資料11：第117回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について
- 資料12：第37回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について（案）
- 資料13：一般社団法人移行にかかわる進捗状況について
- 資料14：社会資本整備審議会建築分科会建築基準制度部会の審議について
- 資料15：新法制度「（仮称）建築士事務所法」への取組状況
- 資料16：平成25年4月1日からの書籍の送料等費用の見直しについて
- 資料17：一級建築士のなりすまし防止策についての協力依頼
- 資料18：会員・構成員異動報告書
- 資料19：後援、協賛名義使用の件
- 資料20：経過報告

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成24年

12月17日 業務報酬算定ソフト作成WG
全国大会運営特別委員会

平成25年度の第37回建築士事務所全国大会（三重大会）は、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて、平成25年8月9日（金）に三重県伊勢市で開催いたします。